

吉田内閣の対中国政策と「政経分離」

王 偉 彬

はじめに

一九五二年四月、サンフランシスコ講和条約の発効にともない、日本はアメリカの占領下から独立し、主権の回復ができた。この時点、吉田茂を首相とする吉田内閣は、外交において、一九四九年一〇月建国した大陸における中華人民共和国中央人民政府（以下中国と略す）を一起産政権とし、中国の国民党・共産党内戦で敗れて台湾に撤退した中華民国国民政府（以下台湾と略す）を中国の正当政府として認めた。この選択により、日本は台湾との間に外交関係を樹立し、中国との間に政治外交関係を一切持たないことになる。

もとより吉田内閣の親米路線に台湾選択の事情を加え、吉田内閣の対中国政策には、消極的なイメージが強くなり、中國の強い批判を買つた。⁽¹⁾ 中国の目には、日米安保条約と「日華平和条約」の締結、中日民間貿易の制限などを実施した吉田政権は、中国敵視、アメリカ追随の「反動政権」と映つていた。「吉田元首相は中国を敵視したから決して友好的な考え方を持つていたとはいえない」⁽²⁾ という周恩来首相の言葉も吉田内閣の反中国的性格を定着させたように思われる。

しかし、冷戦時代、特に米中対立の厳しい状況において、アメリカの中国「封じ込め」による貿易等あらゆる交流の禁止が行われたにもかかわらず、吉田内閣は中国に対し、政治は政治、経済は経済という「政経分離」政策をとり、民間レベルの貿易関係を制限しながらも容認した。この「政経分離」政策は一九七一年中日国交正常化まで日本の対中国基本政策となつた。

中国を正当政府として選択しなかつた後、「政経分離」政策をとつた吉田内閣の中国政策をどう見るか。これまで吉田内閣の中国政策について充分に検討されていない。本稿では、中華人民共和国建国の一九四九年一〇月から一九五四年一二月まで（日本では、第三次吉田内閣初期から第五次吉田内閣終了時）を考察の対象期間とし、中国に対する吉田内閣の基本的な「政経分離」政策がいかに形成され、実行されていったかを総合的に検討してみる。

一 対中国政策のジレンマ

吉田内閣の中国政策は、一九五二年日本がアメリカの占領下から独立した時点から始まるが、中国と台湾のどちらを選択するかの問題は一九五一年九月サンフランシスコ講和会議開催以前に存在していた。そもそも戦後初期、日本にとつての正統な中国政府は中華民国であつたが、一九四九年一〇月、北京に中華人民共和国中央人民政府が成立し、中華民国国民政府は台湾に移り、両者が同時に中国を代表する正統政府であると主張した。そこで日本は中国と台湾のどちらを正統政府と見なすかの選択に迫られていたのである。

中国に対する見方は、当時日本にとつてそれほど単純なものではなかつた。歴史的な経済、文化交流を背景にした国民的な親近観や中国への侵略行為に対する罪悪感が存在していたが、戦後中国の共産主義体制に対する警戒と反発の面もあつ

た。中日経済関係では、戦前日本の輸出入総額の二割前後が中国を貿易相手国としたものであり、戦後、かりに中国本土が共産主義の支配下であつても、このことは貿易関係までを妨げるものではないという認識も存在していた。

しかし、日本の対中國政策が米中関係、特にアメリカの対中國政策に強く影響されていた。中華人民共和国樹立まで、米中関係はそれほど悪くなかった。近代以来、米中関係の歴史は一八四四年の不平等の「望夏条約」にまで遡ることができ、その後、「門戸開放」、第二次世界大戦中、日本に対抗するための米中連携、また中国の国共内戦時、米国が国民党を支持して共産党と戦うことなど、さまざまな事情があつた。アメリカは太平洋の彼方にある悠久の歴史を持つ伝統世界にある期待を持っていたようであるが、中国は国内の事情によりアメリカに対する見方が二分していた。国民党政府にとつてのアメリカは恩人とはいえ、共産党にとってのアメリカは抗日戦争中のみの味方であり、一九四六年以後の国共内戦期間中にアメリカが国民党を支持したため、共産党の敵になってしまった。それとほぼ同時に、ヨーロッパではアメリカを始めとする資本主義とソ連を始めとする社会主義という二つの厳しく対立する陣営が形成され、世界は冷戦の時代に入つた。中国共産党は同じイデオロギーのソ連側の社会主義陣営を選んだ。⁽³⁾こうして、中国共産党は、中華人民共和国樹立前に、すでに反米路線を取り始めており、冷戦対立中の社会主義陣営に自國を組み入れた。

一九四九年一〇月、共産主義の中華人民共和国の出現がアメリカに大きなショックを与えた。アメリカは「中国喪失感」を抱いていたが、なお「中国のチトー化」を期待していた。それ故、アメリカの中国政策は不明瞭な状態が続き、蒋介石への援助はほとんど終止符が打たれた。一方、中国は建国後、国内では最終統一の完成、経済の回復、国境の安定化等を第一任務とし、外交において、「帝国主義のわが国に対する承認問題について、現在急いで解決する必要がないだけではなく、全国解放以后のある期間中にも急いで解決する必要がない」⁽⁴⁾、即ち「部屋を掃除してから客を招く」という方針に基

づき、対外関係の問題に対処した。

外交関係の樹立は急がなかつたとしても、中国の内戦へのアメリカの干渉を恐れた中国の指導者たちは、新中國の安全保障を求めた。一九五〇年一月、ソ連との間に、「条約を結んだ一方が、一旦、日本あるいは日本と同盟する国家の侵略襲撃を受け、戦争状態にさらされた場合、条約を結んだ他方は全力をあげて軍事およびその他の援助を与える」⁽⁵⁾という日本再起による侵略を防ぐため、「中ソ友好同盟互助条約」が結ばれた。当然ながら当条約は日本を占領し、日本を再軍備させようとするアメリカに対抗する目的を持つ意味が大きかつた。

その後、アメリカは中国の情勢を見守っていた。米中関係の新たな転換は、一九五〇年六月勃発した朝鮮戦争によるものであった。朝鮮戦争は米中関係を一気に緊張させ、アメリカはただちに第七艦隊を台湾海峡に派遣し、中国の台湾解放を阻止する政策をとつた。その後米中両軍が朝鮮半島で約三年間にわたり交戦し、両国関係を決定的に悪化させた。アメリカは朝鮮戦争を共産勢力の拡張行動と見なし、これ以上共産主義勢力を拡大させないために中国を封じ込めようとした。

アメリカの中国「封じ込め」政策が中日関係に最初に大きな影響を与えたのは戦後処理としての一九五一年九月のサンフランシスコ講和会議であった。アメリカは台湾にある国民政府を中国の正統政府としてサンフランシスコ講和会議に招請するつもりであつたが、イギリスは中国を招請すべしと主張した。

中華人民共和国樹立後、まもなくイギリスは中国を「法律上の政府」として承認した。⁽⁶⁾イギリスの目的は、上海など中國大陸における利益、香港の権益の確保にあつたので、アメリカと異なる中国政策をとつた。サンフランシスコ講和会議の出席問題について、米英の折衝によつて最終的に両国は妥協することとなり、講和会議には中国と台湾のいずれの代表も招請せず講和対象はサンフランシスコ会議以後日本自身が決めるべきである、とされた。

一九五一年九月、中国・台湾のいずれも招聘されない形で、五二カ国参加（インド、ミアンマーが参加拒否）のサンフランシスコ講和会議が開かれ、ソ連、チエコースロヴァキア、ポーランド三カ国を除く四八カ国による対日平和条約が締結された。同時に、日米安全保障条約、アンザス（ANZUS オーストラリア・ニュージーランド・アメリカ三国間の相互防衛条約）も締結された。こうしてサンフランシスコ体制が構成されたのである。

日米安全保障条約により、日本は、アメリカ合衆国の陸軍、空軍、および海軍を日本国内及びその付近に配備する権利をアメリカに許与し、「この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起こされた日本国における大規模の内乱および騒じようを鎮圧するため日本政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国のお全に寄与するために使用することができる」。一見して、この条約の矛先はソ連と中国に向けられていることが明らかである。

このように、敗戦後の日本はアメリカを始めとする「自由主義陣営」の道を選び、社会主義陣営諸国と対立するようになった。日本が中国と台湾のどちらかと平和条約を結ぶ前に、東アジアでは、中ソ同盟と日米同盟の二つのイデオロギー的色彩が濃厚な同盟体制が形成され、中国も日本もそれぞれ二つの対立陣営に組み込まれていたのである。

朝鮮戦争勃発以後、朝鮮半島での米中交戦による中国への憎悪、アメリカ国内における中国ロビーという親台湾勢力の存在、マッカーシズムの影響などの要因を加えて、米中関係は極端な対立状態に陥つてしまい、朝鮮戦争終了後においても、アメリカの対中政策はかなり硬直していた。それ故、長期間にわたりアメリカは中国に対し「封じ込め」政策をとり、次の4つの政策の堅持を貫いた。①中国政府の不承認、②对中国貿易の禁輸および中国への旅行禁止、③中国包囲網の作成（アメリカと韓国、日本、台湾、フイリピン、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、パキスタンそれぞれとの共

同防衛条約の締結およびアメリカによる中国周辺反共諸国への支援）、④国連における中国代表権の反対。

アメリカの「封じ込め」政策に対し、中国は対抗策として、北朝鮮、北ベトナムを含め、各種の社会主義と中立主義の勢力を反米「統一戦線」（中国共産党がよく使う一種の闘争方法。すなわち、主要敵以外の各種勢力をできるだけ味方にして主要敵と戦うという方法）に組み入れ、米国の「封じ込め」政策を打破しようとした。

このような厳しい米中対立を背景に、日本の对中国政策の選択余地はほとんどなかつた。アメリカの厳しい对中国政策に影響され、日本の講和相手（台湾か中国か）の選択は、ジレンマに立たされた中国政策の始まりであった。吉田内閣の中国政策は、このような国际情勢の下で展開されていったのである。

二 苦渋の決断

サンフランシスコ講和会議で残された中国と台湾のどちらを講和相手にするかの選択は、戦後日本外交における最も重要な課題の一つであった。日本にとって講和対象の選択は極めて難しい問題であり、日本政府はこれに慎重に対処するため中国問題の国际的な解決の時を待つて、できるだけこの選択を引き延ばそうとした。こういう傾向は、一九五一年一〇月一八日の国会での吉田首相の発言からも読みとれる。

その選択権はかりに日本にありとしても、これを行使するには、日本としては列国の間の関係をよく考慮して、そうして決定をいたさなければならないのであります。故にしばらく今後の推移を待つて決定をいたしたいと考えております。⁽⁸⁾

吉田首相のこの発言の背景には、戦後経済復興のため、日本と中国との経済、貿易関係が不可欠という思惑があつた。

実際、戦後日本国内では、経済界の強い要請に応じて、中国との経済交流を進めようという動きが早くから積極的に開始された。一九四九年五月、中華人民共和国成立前の段階で、経済復興を目的とした「中日貿易促進会」（後に「日中貿易促進会」と改称）と、超党派の「日中貿易促進議員連盟」がそれぞれ結成された。中国は戦前からすでに日本の伝統的な市場であり、資源の供給地でもあつた。一九三〇年から一九三九年までの間に、日本の全輸出に占める中国本土の割合は二一・六%であり、中国からの輸入も一二・四%であった。とりわけ一九三九年の対中輸出と輸入率はそれぞれ三四・一%と一六・六%に達していた。⁽⁹⁾ また、日本の多数の企業には長期間にわたる中国への進出の経験があった。したがって、戦後日本の経済を発展させるためには中国市场との関係回復、拡大をしなければならないという考え方は日本国内に存在していた。一〇月二九日、吉田首相は次のように述べてもいる。

今日は貿易発展が日本としては最も重要な問題であるのですから、外交とか政治とかいうようなことは暫くおいて、主として貿易、経済の面に主力を注いで、幾らか日本の貿易発展に資するという形ならば満足だらうと、こう思うといふことをくれぐれも申しておるのであります。従つて在外事務所、台湾における在外事務所にも、目的は通商、あるいは日本人が、在留民があればその保護と通商関係であります。政治的関係ではないのであります。故に、若し中共が上海に在外事務所を置いてくれないかということがあれば、おいて差し支えないと思つておるのであります。そのイデオロギー如何にかかわらず、或いは政治組織如何にかかわらず、通商関係のあるところ或いは在留民のあるところ、その保護のためにはいかなる国にも置きたいと思います。⁽¹⁰⁾

ところが、日本のこういう態度はアメリカおよび台湾に懸念を与えた。日本の伝統的な市場と資源の供給地である中国との経済関係の拡大は、アメリカにとって望ましくない」とある。中日貿易関係に関しては、アメリカは日本にココム(COCOM; Coordinating Committee for Multilateral Export Controls 対共産圏輸出統制委員会)、チンコム(CHINCOM; China Committee for Export Control of Strategic Goods 对中國輸出統制委員会)の規定を遵守させる一方、中国市場の代わりに東南アジア市場の開拓により、日本の対中接近を防ぐとした。それ故、アメリカの対日講和担当の国務省顧問ダレスは自ら訪日し、日本が中国問題で早く決断をしなければサンフランシスコ講和条約の米国議会での批准が危うくなるし、日本の将来の国連加盟が拒否権を持つ国連常任理事国の台湾に拒否される恐れもあると吉田内閣を説得した。吉田首相としては、サンフランシスコ講和条約のために力を尽くしてきたのであるから、アメリカ上院の反対にあうことにより、待ちに待つた日本の独立が中途半端になってしまふことを恐れた。ダレスは帰国する前に、自分が起草した、日本が台湾との間に日本台平和条約を締結する用意があるとした案を吉田首相に示し、後に吉田がダレス宛に返答を送るよう要求した。その案は吉田内閣により個別的なところの修正および文字の選別が行わたが、原案はほとんどそのまま使われたのである。⁽¹¹⁾

もともと吉田首相の真意は、中国と台湾に対して等距離関係を保とうとすることにあった。しかし選択の苦慮を経て、結局、吉田首相はダレスの圧力に屈し、その案を受け入れた。この際の返信は後に「吉田書簡」と呼ばれる。

その後、日本と台湾の間に平和条約の締結についての交渉が始まった。最初、日本は、吉田書簡で約束したことにより暫定的に台湾と正常関係を回復する二カ国条約を締結することとするつもりで、二カ国平和条約という条約の名称に反対し、条約の適用地域範囲を限定しようとした。台湾はこれに反対し、譲らなかつた。交渉は二カ月を経て、ついに双方が妥協した。一九五二年四月二八日、「日華平和条約」が調印されたこととなつた。⁽¹²⁾

中華民国が、日本との平和条約の締結により、中国を代表する正統政府であるということを日本に承認させたことは、中国との闘争において大きな勝利を治めたことになった。

二 吉田茂の中国観

吉田内閣の台湾選択により、日本と台湾の間に政治・外交関係が樹立され、大陸中国との間に一切の政府間の関係を保持しない状態になつていた。

吉田内閣のこの選択は、実際、戦後日本の対中国外交の出発点といえる。「日華平和条約」の締結は、アメリカを満足させたが、日本にとっては中国問題を解決したとはいえない状態である。日本は、将来の中国に対する選択肢の可能性をできるだけ残しておきたいという意図をまだ持つていた。その理由として次のことが挙げられる。

まず、大陸関係の未解決の問題はあくまで中国との間で将来的に解決を図ることが望ましい。イデオロギーの立場からみれば、日本は反共産主義陣営にあり、台湾を選ぶべきであったが、台湾政府の権限は中国の一隅にしか及ばない。一九五一年一〇月、岡崎勝男官房長官は、台湾の董顯光（後の初代駐日大使）と会見した際、「わが国が独立自主の国となるのを待つて、いつ中国と条約を結ぶか、あるいはどの『中国』を選ぶか研究したい。わが国は中華民国政府をもとより尊重しているが、残念なことに中華民国政府の領土は台湾に限られている」と⁽¹³⁾ 言明している。

吉田内閣は台湾政府を台湾地域だけを支配する一政権と見なし、これとの間では事実上の関係のみを樹立しようと考えていた。「それ以上に深入りして、北京政府を否定する立場に立つことも避けたかった」⁽¹⁴⁾ 吉田内閣としては、台湾政府の権限の範囲で台湾と未解決の問題を解決し、大陸に於ける未解決の問題、例えば戦後賠償の問題、邦人の引き上げ問題、

漁業関係の問題などは、適當な時期に中国政府と交渉して解決するつもりであった。日台外交関係の樹立によつて日本と中国との関係が拘束をうけるのは、吉田内閣の望まないことである。

次に、中国に対する吉田茂個人の認識にも関係していた。彼の考え方は、アメリカとは異なり、イギリスに近く、ソ連共産主義から中共を引き離すことを図るものであった。アメリカが中ソの共産主義のイデオロギーからくる團結が一枚岩であると認識するのに対し、日本およびイギリスは中国をソ連の支配下から引き離しうると考えていた。吉田は回顧録で、

中国民族は本質的にはソ連人と相容れざるものがある。文明を異にし、国民性を異にし、政情も亦異にしている中ソ両国は、遂に相容れざるに至るべしと私は考えており、従つて、中共政権との間柄を決定的に悪化させることを欲しなかつたのである。⁽¹⁵⁾

と述べている。更に吉田は、

中国民族の心理を最もよく理解するのは、多年中国問題で苦労を重ねてきたイギリス人と日本人である。率直にいいうならば、アメリカは眞に中国を知るところには、きていない。戦後のアメリカが中国に対してとつた政策は、殆どいづれも失敗だつたといつてもよい。⁽¹⁶⁾

と指摘した。その中国への対策として、吉田は、

ソ連共産主義から中共を引き離すことによつて、自由国家群と共産国との間の関係を良化し、世界の平和、繁榮増進に努力することは、我が外交の優越なる地位を列国に確認させる所以である。⁽¹⁷⁾

と論じていた。

以上の理由により、吉田首相を始めとする日本政府は、アメリカの圧力に抵抗しながら、台湾か中国かという選択問題をめぐつて慎重に対中國政策を展開した。結果から見れば、日本はアメリカの圧力に屈したが、当時の情勢において台湾を選ぶということは日本にとってほとんど不可避の選択であつた。即ち、日華平和条約の締結は、アメリカ議会によるサンフランシスコ講和条約の批准を確保することに関連し、日本の独立回復という目的を達成するにはこれ以外の選択はなかつた。吉田の回顧には次のこと事が書かれている。

平和条約の批准をめぐる米国の空氣は、日本は米国の条約批准に先立ち、国民政府と講和を結ぶべしとするものであつた。（中略）日本の態度表明を強く要求し、日本の出方如何によつては、条約の批准にも支障を生じかねまじき情勢であつた⁽¹⁸⁾

このような状況を背景に、日本としてはアメリカの意向を無視して対外政策の決定を行う余地はほとんどなかつた。对中国關係よりも、自國の独立の回復にかかる平和条約の承認を得ることの方が最優先にしなければならなかつたのである。「日華平和条約」の締結により、サンフランシスコ講和条約の批准を獲得し、日本の主権回復もできた。しかし、日本

にとつて、台湾との関係を規定された後、大陸中国との関係についてはどのように対処するかという問題がなお残つている。サンフランシスコ体制、特に日米安保条約を根幹とする日米関係を損なわないようにしなければならないと同時に、隣の大中国に対しても特別かつ有利な政策をとる必要がある。このような状況下で、日本は、政治レベルではサンフランシスコ体制の枠組みから逸脱することを避け、経済レベルでは中国との間に実質的な関係を保持しようとしていく方法、すなわち「政経分離」政策をとつたのである。この方法に基づき、吉田内閣は、アメリカのように中国との貿易は一切禁止するということをせず、日中民間貿易をアメリカの許す範囲内で容認したのである。

四 消極的な中国政策

五〇年代初期、冷戦構造、特に朝鮮戦争の影響で、日本が政治、軍事などの面では、米国の戦略体制に組み入れられ、これを背景に、吉田内閣は中国との貿易を容認するものの、アメリカの意向に反し積極的に中国との貿易を推進するわけにもいかず、消極的な中国政策をとることになったのである。

日本政府の消極的姿勢と反対に、日本の多くの経済人、文化人および日中友好の推進派は、中国との貿易に期待をかけていた。一九五〇年四月二九日「中日貿易に関する決議」⁽¹⁹⁾が、参議院で可決された。しかし、日本国内の政治情勢はすべてそういう状況ではなかった。四月二十五日、参議院より先に出された同じ「中日貿易に関する決議」案が衆議院で多数の保守派議員が難色を示したため審議未了になつた。それは、冷戦構造および朝鮮戦争を背景にした中日貿易推進の難しさ、また日米関係を損なわないよう日本には日米協調路線擁護の有力な政治勢力の存在を物語つてゐるのであろう。

一九五〇年六月勃発した朝鮮戦争は、いよいよ動き出そうとした中日民間貿易に一気に歯止めをかけた。同年十二月、

アメリカは中国への輸出を全面禁止という方針を決め、日本占領連合国軍総司令部(GHQ)を通じて日本政府にもこの指令を伝えた。吉田内閣は即日中国向けの輸出を全面禁止の措置をとった。この日神戸港で船積み中の商品まで引き上げさせられたこともあった。⁽²⁰⁾

その後、アメリカは中国に対する「封じ込め」の必要により、ココムおよびチンコムを通して中国向けの「輸出禁輸」という措置をとり、日本と中国との経済関係を束縛するため、ヨーロッパ諸国より日本に対し広範な禁輸リストを設けた。吉田内閣は日米協調のためこの禁輸リストを忠実に遵守した。

一方、民間レベルでは、中国との貿易推進の動きは止まらなかつた。帆足計（前参議院議員・緑風会）、高良とみ（参議院議員・緑風会）、宮腰喜助（衆議院議員・改進党）の三人が社会主義国家行きのパスポートを日本政府から発行されないなど多くの困難を超えて、モスクワ経由で北京を訪れ、一九五二年六月一日中国国際貿易委員会と「第一次中日民間貿易協定」を締結した。勿論、この第一次中日民間貿易協定の成立には、裏に中国の積極的働きかけもあつた。最初、南漢宸中国銀行行長（頭取）がモスクワ国際経済会議の提唱者のひとりとして日本の経済人、政治家などに会議出席の招聘状を送り、後に同会議出席のためモスクワに訪れた宮腰喜助、帆足計、高良とみを北京へ招聘した。こうして、帆足計ら三人は、北京を訪問し、民間人の資格で第一次民間貿易協定に調印したのである。この協定により、戦後の中日関係は歴史的な進展を見せていた。日華平和条約締結（四月二八日）後たつた一ヶ月あまりの時点、しかも朝鮮半島で米中交戦の最中に、こういう中日貿易協定ができることは非常に興味深いものである。

第一次中日民間貿易協定が同年一二月までに実行すべきものとして双方の輸出入貿易（バーチャー式）総額を三千万ポンドと決めたが、実際一二月末までに、对中国輸出品目の大半が甲類（紫銅、鋼板、钢管、建築鋼材、鉄道鋼材、馬口鉄ヘブ

リキ、等）と乙類（紡績機械、冷藏船、小型機関車、殺虫剤、ズルフォニアダイアジン、硝塩剤、苛性ソーダ等）がココムおよびチンコムの規制の対象にされ、輸出不可能になってしまった。中日貿易団体の協議により、第一次中日民間貿易協定が半年延長され、その後もなお進まなかつたので、さらに半年延長の決定がなされた。

厳しい対中国貿易の規制に対し日本国内では規制緩和を求める声があがつてきている。一九五一年九月サンフランシスコ講和条約調印後、对中国輸出許可権委譲の覚書が日本に交付され、翌年四月同講和条約の各締結国の批准により、さらに日本はアメリカの占領から独立し、中国との貿易自主権を持つようになつた。しかし、日米協調を基本的外交路線とした吉田内閣は依然として厳しい中国政策をとつていた。吉田内閣の中日貿易制限に対し、中国は批判の態度をとつた。

吉田政府は、アメリカの「輸出禁止」の命令に従い、中国への日本の輸出物資の範囲を制限し、それによつて中日貿易の可能性を縮めている。中日貿易協定で定めていた日本側からの輸出物資の甲類の全部および乙類の大部分は、ずっと「輸出禁止」のなかに入れられている。このようにして日本の輸出物資の範囲は非常に狭められ、協定は全面的実現のしようがなくなつてゐる。これこそ、現在の中日貿易の発展途上に横たわつてゐる最大の障礙である。⁽²¹⁾

厳しい対中国貿易制限のもと、一九五二年四月日本が独立してから一九五四年一二月吉田内閣総辞職までの間、中日貿易はほとんど進展がなかつた。朝鮮戦争休戦後の一九五三年と一九五四年の貿易総額は一九五〇年の二一・%と七四・%に相当し、同時期の日本から中国への輸出額は一九五〇年の一一・九%と五五・九%しかなかつた。すなわち、朝鮮戦争休戦後においても日本は中国との貿易に対しなお厳しい制限政策をとつていた。しかし、この時期のイギリスと中国との

中日・中英貿易統計表（1950—1954）

単位 万米ドル

| 年 | 国別 | 輸出入総額 | 中国からの輸入 | 中国への輸出 |
|------|----|-------|---------|--------|
| 1950 | 日本 | 4719 | 2105 | 2614 |
| | 英國 | 7531 | 3260 | 4091 |
| 1951 | 日本 | 1290 | 95 | 1195 |
| | 英國 | 3507 | 1552 | 1955 |
| 1952 | 日本 | 440 | 332 | 108 |
| | 英國 | 2581 | 1215 | 1366 |
| 1953 | 日本 | 992 | 680 | 312 |
| | 英國 | 9704 | 2985 | 6719 |
| 1954 | 日本 | 3517 | 2057 | 1460 |
| | 英國 | 7068 | 2459 | 4609 |

* 当代中国叢書編集部『当代中国对外貿易 下』(当代中国出版社、1992年)
371、383頁により筆者が整理したもの。

貿易は、同様にココムおよびチンコムの制限を受けていたが、中日貿易と比べるとだいぶ違う様子を示している。上の「中日・中英貿易統計表（一九五〇—一九五四）」はその差違を表している。

同時期のイギリスと中国との貿易額を見ると、日本の对中国貿易制限の厳しさがよく分かる。朝鮮戦争の影響で、一九五一年のイギリスから中国への輸出は前年の半分以下になり、五二年も前年より下回った。しかし、五二年イギリスから中国への輸出が一三六六万米ドルと比べると、日本の一〇八万米ドルがはるかに少なく、イギリス輸出額の七・九%しかなかつた。五三年、イギリスから中国への輸出が六七一九万米ドルに大幅に増えたにもかかわらず、日本の対中国輸出は依然として三一二万米ドルの低レベルにとどまり、イギリスの輸出額の四・六%しかなかつた。朝鮮戦争休戦後の一九五四年の日本の対中国輸出はなお一四六〇万米ドルの低水準にとどまり、同年のイギリスの対中国輸出の三五・六%にしか相当しなかつ

た。

一九五三年イギリスと中国との貿易進展は、イギリス商工界と中国との努力による部分が大きかった。一九五二年モスクワ国際経済会議期間中、中英双方の出席代表による両国貿易の発展についての打ち合わせがあつた。それを踏まえ、翌年七月イギリス商工界の代表团が中国を訪問し、輸出入三〇〇〇万ポンドの貿易協議を結び、一九五三年と一九五四年の中英貿易の進展に大きな役割を果たした。一方、日本の民間代表により作られた第一次中日民間貿易協定が同様に輸出入総額を三〇〇〇万ポンドに設定したが、吉田内閣の対中国輸出制限措置でほとんど実行されなかつた。一九五三年三月、日中貿易促進議員連盟から訪中の申し入れを受けて、中国は歓迎の意向を示すと同時に、国際貿易促進委員会主席南漢宸より中国の政治協商会議（国会の一部に相当）の代表も日本を訪問したいという旨を日本側に伝えた。吉田内閣の消極的な中国政策のもとでは、当然ながらそれを実現する可能性はなかつた。

全体的に見れば、吉田内閣時は、中日貿易の進展はなかつた。吉田内閣の消極的な中国政策は貿易の面だけではなく、中国紅十字会日本訪問の件においても現れた。一九五二年一二月、中国が、戦後中国に残留している日本人の引き揚げに協力するという旨を北京放送を通じて表明し、日本側の歓迎を受けた。その後日本赤十字社と中国紅十字会との間で協力して中国残留日本人の引き揚げを始めた。一九五三年三月の一回目から同年一〇月の七回目までの引き揚げで計二六、〇二六人の残留日本人が日本に帰還した。一〇月末、中国は引き揚が終了したと表明した⁽²²⁾。日本では、両国関係を増進し、中国紅十字会への感謝として同紅十次会を日本へ招請する動きが出ている。しかし、吉田内閣はこの中国代表团の入国を拒否した。その理由は以下のようなものである。

一、代表団を招いたからといって、その後の引き揚げが実現する保障がない。

一、お札をするということなら、招請しなければならないわけではなく、他の方法もある。

一、国交関係のない中共からの入国を認めると、これが先例とされる恐れがある。

一、中共の対日工作および日本の左翼団体の運動に利用される恐れがある。
一、中共から有力者を招くと、「親中共」的態度と見られて台湾及びアメリカの反発を招き、とりわけアメリカとのMSA（アメリカの相互安全保障法、一九五一年成立。—筆者注）協定交渉にとつてマイナス材料となる。⁽²³⁾

この中共の「有力者」というのは、代表団メンバーの格が高いことを指すのである。中国紅十字会が民間の組織でありながら、実は政府の一部といつてもいい。中国紅十字会訪日代表団のメンバーは一〇人より構成される。団長李徳全（有名な抗日戦争の馮玉祥将軍の未亡人）は、中国紅十字会会长であり、中国衛生部々長（厚生大臣相当）でもある。副団長廖承志は、名義上中国紅十字会顧問であるが、中共中央委員、中国僑務委員会主任、また日本問題担当の責任者である。他のメンバーは以下の八名よりなっている。

伍雲甫　中国紅十字会理事、中華全國救濟總会秘書長。

趙安博　中国紅十字会顧問、日本事務担当主要幹部。

倪斐君　中国紅十字会副秘書長。

紀　鋒　中国紅十字会連絡部長。

肖向前　中国紅十字会訪日団秘書、日本事務担当幹部。

楊振亞 隨員、中國新民主主義青年団中央連絡部幹部。

吳學文 隨員、新華通信社記者。

王效賢 隨員、通訳。當時北京大学日本語科大学生。

代表団のこのような顔ぶれは、日本政府を心配させないわけにはいかなかつたであろう。メンバーのほんとうの肩書きが全部分からなくとも、団長李徳全女史と副団長廖承志のことを日本外務省が知らないはずはない。特に廖承志については、一九五四年三月外務省文書課長が編集した『中国共産党の対外工作と国内における最近の動き⁽²⁴⁾』と題する書類の中に廖承志が中国対日工作の重要人物であることが載つてゐる。当書類第五部分の「中共の対日活動」一節には中国の対日工作の組織と主要メンバーについて、次のように記されている。

一九五三年二月既に対日問題対策小委員会を設け、從来華南局經由であつた対日工作を中央に移してゐる。この委員会のメンバーは、主席劉少奇、財政幹事冀朝鼎、政治幹事郭沫若、連絡幹事廖承志、民衆運動幹事劉寧一、外交幹事章漢夫といわれる。⁽²⁵⁾

しかし、日本国内では、日本人引き揚げ問題に多大な努力をしてくれた中国紅十字会の好意に感謝の意を表したい氣運が高く、多くの県、市の地方議会および総評などから代表団への招請許可の要請が出てゐる。これを受けて、一九五四年五月、日中貿易促進議員連盟と衆參両院引き揚げ特別委員会等を中心として、超党派の「中国紅十字会代表団招請に関する決議」の提案（衆院では二七日山下春江氏他4名提出、参院では二九日常岡一郎氏外9名提出）が出され、ついに衆參

両院で可決された。⁽²⁶⁾

日本外務省はこの件に対しての対応がなお消極的であつた。岡崎外相は「七日衆院の決議について「院議は尊重する」といつたが、「院議は別にいつまでに入国許可を与えるとはいっていいから、いつのことになるか分からぬ」ともいつていた。⁽²⁷⁾このように、中国紅十字会の日本訪問はなかなか実現されなかつた。

五 「積極的外交の一端階」

吉田政権末期の対中国政策において、若干の変化が現れ、今まで注目されなかつたもう一つの側面が存在していた。

朝鮮戦争休戦以後、中日民間レベルにおける交流が徐々に展開された。五三年九月、日中友好協会が「日中友好月」の活動を行つた。そして、大山郁夫日本平和擁護委員会主席が中国を訪問し、中日関係について周恩来首相との会談が行われ、日本に波紋を投げかけた。池田正之輔を団長とする日中貿易促進議員連盟代表団も初めて「中華人民共和国」行きの外務省発行のパスポートで中国を訪問した。中国において、朝鮮戦争休戦後の新しい情勢に鑑み、一〇月、郭沫若の中日不可侵条約締結可能についての談話が発表され、日本では、「中共側の対日態度は充分考慮に値する」とものと見なされた。⁽²⁸⁾また、同月、「第一次中日貿易協定」が北京で調印され、年間輸出入合計六〇〇〇万英ポンドの目標が立てられた。

吉田内閣は、中国問題について、「政経分離」政策をとつてゐるので、政治面では中国に対し厳しい姿勢をとつてゐたが、経済の面では、消極的ながら、国内の中国貿易に対する期待を前に、アメリカに許される範囲内で、中国貿易統制について、わずかではあるが自主的な動きをとらうとした一面もあつた。一九五三年一月から七月の朝鮮戦争休戦まで、吉田内閣は、对中国貿易に関して一回にわたる禁輸解除を行つた。朝鮮戦争は休戦が実現され、日本国内では統制緩和への声が高

まり、中国との貿易関係を拡大しようという動きが次第に活発になつた。同年七月二七日、即ち朝鮮戦争休戦協定が成立した二日後に、衆議院では「日中貿易促進決議」⁽²⁹⁾が可決された。このような対中国貿易の積極的な動きを受け、吉田内閣は対中国貿易の統制緩和を少しずつ行い、アメリカと対中国貿易の統制緩和についての秘密交渉も開始した。結局、一九五四年四月、アメリカは、日本の対中国貿易に対する統制を、他の西欧諸国並とすることに同意した。⁽³⁰⁾一九五四年九月まで、吉田内閣は合計一三回にわたる禁輸解除を行つた。これら解除の範囲は狭くてたいしたものではなかつたが、その政治的な意味は無視できなかつたであろう。

一九五四年夏以後、吉田内閣の中国政策の変化が、中国紅十字会訪日の件においても現れた。この頃、日本国内では、反吉田勢力の動きが活発になり、五二年八月の「抜き打ち解散」と五三年二月の「バカヤロー解散」を経て、政局の再編が進んでいる。五四年一月の造船疑惑が暴露され、その後計七一名の業者、議員と官界人が逮捕された。吉田政権は批判を浴びている。MSA協定承認、防衛二法案などの審議で荒れる国会では、政府がその対応に精一杯であつた。そして、反吉田勢力を結集するため、四月、岸信介、石橋湛山等の、反吉田勢力は新党結成促進協議会を発足させ、衆参両院議員一八〇名以上を集め、九月二一日新党結成準備会に切り換えた（新党日本自由民主党は二ヶ月後に結成、総裁は鳩山一郎）。

このような政界再編の厳しい事情を前に、吉田内閣にとつて、これ以上中国紅十字会の入国問題で強硬の姿勢を維持することは、上策ではないであろう。無理に国会の中国紅十字会代表団招請決議の執行を延期するより、積極的に中国問題に対応した方がいいかも知れないという考えが動いたようである。一方、國際情勢についていえば、一九五四年夏前後一つの節目を迎える。インドシナ戦争問題を解決するために、同年四月から七月にかけてインドシナ三国代表のほか、フランス・アメリカ・ソ連・中国が参加するジュネーブ国際会議が開かれた。周恩来総理兼外務大臣をはじめとする新中国の代

表団が初めて国際会議に参加することになった。中国の出席は、中国の国際地位の向上を意味し、アメリカでさえも中国と同じテーブルに座つて交渉し始めたということも意味する。このような国内外の情勢の変化を前に、結局、八月三日、

吉田内閣は李徳全女史を団長とする中国紅十字会の入国を認める決定を下したのである。

この時、中国問題に対する吉田内閣の姿勢は、他の事例にも変化が現れた。かつて五三年一〇月中国國慶節參加の使節団および五四年四月中国訪問の労働団体の代表団などに対する旅券発行を拒否したが、五四年の中國國慶節の祝典に出席の各党の数十名国會議員には公用旅券を発行したのである。

更に、この時、ほとんど知られていないが、対中国外交の積極的な事例として、台湾から日本へ亡命する中国人への庇護の件がある。一九五四年八月三日外務省の記録文書によれば、「近時、在台湾国民政府軍、官要員および華僑等が、事實上、我が國に亡命してくる数が相当多数に上つており、今後我が国政府のこれらに対する出方如何によつては、この数が激増することが予見される」。これらの亡命者の多数は、実は「我が國を経由して、更に中共地区に密出国している模様」である。⁽³¹⁾

これら台湾から日本への亡命者の実像は不明であるが、可能性としては、朝鮮戦争休戦翌年の一九五四年から中国が大陸沿岸島嶼および台湾解放の準備を進めてるので、台湾での戦争回避、あるいは戒厳令下での思想・イデオロギー問題に対する弾圧から逃れるために日本を経由して大陸中国へ渡航するなどが考えられる。他に一部はしばらく日本に滞在し、情勢を見極めてから行き先を決定するための来日という可能性も考えられる。これらの台湾からの密入国者への対応は、吉田内閣の新しい試練になるが、外務省が「対中共積極外交の一阶段」という文書を作成し、台湾からの亡命者を庇護する方針をとつた。その具体的措置として、当文書は以下の内容を定めている。

我が国政府としては、かかる政治亡命中国人に対し、次の措置をとることとする。

イ、政治的亡命中国人は、密入国者として一応自首せしめ、我が国政府は、これを自己の希望する以外の国に送還されざるよう又在日亡命財産等に不法の侵害による不安なきよう庇護する。

ロ、在日華僑にして、中國大陸に帰郷を希望する者は、自費にて個別帰郷する者を除き、我が国政府は一定時期まで、これが自己の希望する以外の国に送還されざるよう又その希望の故に在日亡命財産等に不法の侵害による不安なきよう庇護する。

ハ、かかる政府の新方針は、事実ケースバイケースに実施することとし何ら公表等は行わない。⁽³²⁾

この件に関する吉田内閣の積極的政策は、前述した日本国内の様々な事情と関連していると思われる。この件について、実は他の意図も含まれている。それは、中国にいる残留日本人を中国に統けて送還してもらう「交換条件」として考えたということである。「右措置を至急講じる後、適當の機会——例えば李徳全女史来朝の際——我が国外交最高責任者と中共との間に、上記我が方庇護中国人の中國大陸への送還を在大陸日本人残留者の送還および、李徳全女史一行在日の政治活動自制（この点は、我が方が日赤に○り他二団体押さえても李徳全女史一行の自制を待つに非ざれば実効なかるべし）等と交換条件として持ち出すこと」。しかし、庇護中国人の中国への送還について、台灣の反発が考えられる。その際「委曲を尽くし説得するも、反対され、船舶の被撃沈等の恐れある際には、スイス 国際赤十字社船舶をチャーターして世界の公平なる世論と監視の下に送還せしむるものとする」。⁽³³⁾

この中国人庇護のことは、公表されなかつたが、吉田内閣は、「中共に対し行いうる大きな措置」⁽³⁴⁾として取り扱つたの

である。中国紅十字会代表団招請の承認決定と外務省の「対中共積極外交の一阶段」という文書の作成の日付は、いづれも八月三日であった。当時日本の置かれた国際環境の特殊性、特に微妙な日台・日中関係およびそれにかかる日米関係等の面から見れば、この頃の吉田内閣の中国問題への対処には、いささかの変化が現れ、「対中国積極外交の一阶段」であつたといえよう。

終わりに

以上、一九五一年九月サンフランシスコ講和会議後日本の講和対象が中華人民共和国中央人民政府か中華民国国民政府かという選択の時点から一九五四年一二月吉田内閣総辞職まで四年余りの間に、吉田内閣がどのような中国政策をとつていたかを検討してきた。これをまとめると、次のような。

一、冷戦および朝鮮戦争の影響により、アメリカはかなり厳しい対中国政策をとり、吉田内閣は、その影響およびアメリカからの圧力を受けて大陸の中華人民共和国の政府ではなく台湾の中華民国政府を中国の正当政府として選択し、それとの間に「日華平和条約」を結んだ。この選択は日本の対中国政策の原点になつた。その後、日本は「政経分離」という独自の政策をとり、中国問題に対処した。

二、吉田内閣は対米協調の路線をとつてるので、日本の対中国政策をアメリカの中国「封じ込め」に合わせた。故に、对中国貿易に対する制限や中国訪日団の入国拒否などについて、国内の積極的な動きを押さえ、消極的な態度を維持した。

三、吉田内閣の末期、国内外の情勢変化を前に、その固い対中国政策にはいささかの変化が表れた。対中国禁輸制限の緩和、中国紅十字会日本訪問の入国許可、中国への渡航者に対する公用旅券の発行、台湾から日本経由して中国へ亡命す

る中国人への庇護などはその例である。これらの措置は、わずかではあるが、吉田内閣にとつては「積極的外交の一階段」であつたといえよう。

サンフランシスコ講和条約締結後、吉田内閣の大半は、朝鮮戦争の時期に当たり、アメリカの厳しい中国「封じ込め」政策に圧倒され、吉田茂が持つていた中国貿易の展開や中ソ離間の夢は実現されなかつた。朝鮮戦争休戦後の国際情勢および日本国内の積極的な動きを前に、吉田内閣としては、これ以上無理に中国との交流を押さえるより、ある程度容認した方がいいという認識があつたようである。对中国政策の変化は、日本国内における中国との交流の要求を緩和することができたが、政治のレベルでは、吉田内閣は中国政府との関わりを一切避けていた。これらのことは、総合的に考えれば、すべて「政経分離」に基づいた対中国政策の現れであつたといえる。

- (1) 「日華平和条約」の締結に対し、一九五二年五月五日周恩来外交部長は反対の声明を発表した。（「対日平和条約発効および日華平和条約調印に関する周恩来外交部長の声明」霞山会編『日中関係基本資料集一九四九—一九六九』（霞山会、一九七〇年）三九（四二頁））
- (2) 一九五七年七月二十五日「日中関係に関する周恩来総理の日本新聞記者団に対する談話」霞山会・前掲資料集、一二八頁。
- (3) 一九四九年六月、中国が社会主義の道を選んだ理由について毛沢東は次のように指摘した。「一边倒、孫文の四十年の経験と共産党の二十八年の経験が教えてくれたことで、勝利の達成および勝利の固めのため、一边倒でなければならない。四十年と二十八年の経験により、中国人は帝国主義のほうへ倒れるか、社会主義のほうへ倒れるか、例外は絶対ない。二またをかけることはできず、第三の道はありえない。」毛沢東「論人民民主專政」『毛沢東選集』一巻本（人民出版社、一九六四年）一三六一頁。
- (4) 毛沢東「在中国共産党第七届中央委員会第一次全体会議上の報告」前掲『毛沢東選集』一三三二五頁。
- (5) 当代中国叢書編集部『当代中国外交』（中国社会科学出版社、一九八八年）四〇〇—四〇一頁。なお、当書の編集が中国外交部（外務省）を中心として行われたものである。

(6) 同上書、一二頁。

(7) 鹿島平和研究所編『日中外交主要文書・年表 第一巻』(原書房、一九八三年) 四四五頁。

(8) 同上資料集、四五三頁。

(9) 東洋経済新報社編『経済統計年鑑』(東洋経済・臨時増刊、一九七二年版) 三八五頁。

(10) 朝日新聞社編『資料・日本と中国'45-'71』(朝日新聞社、昭和四二年) 三頁。

(11) 修正後のダレス宛の返答の要点は以下のものである。

「……わが政府が中華民国国民政府との関係を重視していることを示すものであります。わが政府は、法律的に可能となり次第、中華民国政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則に従つて、両政府の間に正常な関係を開する条約を締結する用意があります。この二国間条約の条項は、中華民国に関する限りは、中華民国国民政府の支配下に現にありまたは今後入るべきすべての領域に適用があるものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題を速やかに探求する所存であります。

中国の共産政権に関しては、この政権は、国際連合により侵略者なりとして現に非難されており、その結果、国際連合は、この政権に対してある種の措置を勧告しました。日本は、現在これに同調しつつあり、また、多数国家間平和条約の効力発生後も、その第五条(a)(iii)の規定に従つてこれを継続するつもりであります。(中略)一九五〇年モスクワにおいて締結された中ソ友好同盟および相互援助条約は、事実上日本に向けられた軍事同盟であります。事実、中国の共産政権は、日本の憲法制度および現在の政府を、強力をもつて転覆せんとの日本共産党的企図を支援しつつあると信すべき理由が多分にあります。これらの考慮から、わたくしは、日本政府が中国の共産政権と二国間条約を締結する意図を有しないことを確信することができます。」(霞山会・前掲『日中関係基本資料集一九四九—一九六九』二八頁)。

(12) 日華平和条約の主要内容は、要約すれば次の通りである。

- (1) 日本と中華民国との間の戦争状態は、この条約が効力を生じる日に終了する。(第一条)
- (2) 1、日本と中華民国との間の通商の関係を、安定した且つ友好的な基礎の上におくために、条約または協二条
- 2、日本は台湾および東湖諸島並びに新南群島および西沙群島に対するすべての権利、権限、および請求権を放棄した。(第三
- 3、日本および中華民国は、貿易、海運その他の通商の関係を、安定した且つ友好的な基礎の上におくために、条約または協

定をできる限り速やかに締結することに努めるものとする。（第七条）

4、中華民国が賠償を自発的に放棄する。（付属議定書）

5、条約の適用地域を「中華民国に関しては、中華民国の支配下に現にあり、または今後入る全ての領域に適用」とした。

（付属交換公文）（霞山会・前掲『日中関係基本資料集一九四九—一九六九』三三一—三八頁）

林金莖『梅と桜—戦後の日華関係』（サンケイ出版、昭和五九年）一二四頁。

吉田茂『回想十年』第三卷（新潮社、一九五七年）七二頁。

同前書、第三卷、七二頁。

同前書、第一卷、二七〇頁。

同前書、第一卷、二六七頁。

同前書、第三卷、七二—七三頁。

（19）一九五〇年四月一九日参議院における中日貿易促進に関する決議（中略）

「英國、印度、スエーデン、ソ連等世界の十数ヶ国が既に新中国政府を承認し、更に国連の承認を通じて米国もそう遠い将来ではないと予想される。」

政府は、日本生存に絶対欠くことのできない貿易振興の一環として、政治問題やイデオロギーの問題を離れ、純經濟的觀点から、新中国と相互に經濟使節を交換し、早急に直接貿易を再開するよう積極の方策の確立、実行に関し万全を期すべきである。」

（日中貿易促進議員連盟編『日中関係資料集一九四五—一九六六』一九六七年、二二—二二頁）

（20）古川万太郎『日中戦後関係史』（原書房、一九八一年）一九頁。

（21）「中日貿易協定期限再延長の問題に関する中国国際貿易促進委員会主席南漢綏の新華社記者に対する談話」（一九五三年六月三〇日）

（22）田桓主編『戦後中日関係文献集・一九四五—一九七〇』（中国社会科学出版社、一九九六年）一四七頁。

（22）李徳全中国紅十字会会长の談話（一九五三年一〇月三〇日「人民日報」）。当談話によれば、中国紅十字会と日本赤十字会等三团体との協議に基づき、今後個別の日本人の残留者が帰国する希望があれば、中国紅十字会が協力を与えるという。中国が残留日本人大規模引き揚げの終了を表明した後、残留者の引き揚げもなお行われていた。一九五四年九月から一九五八年七月八回目から一回目にわたって計八二九八名の残留者が日本に帰還した（筆者が「人民日報」の報道に基づき統計した数

字)。

- (23) 古川万太郎、前掲書、一〇五頁。
- (24) 当書類には日付がない。八月アジア局第二課が作成した『中共の対外工作』のはしがきに、当書類が三月印刷したものという説明がある。また、八月のアジア局第二課が作成した『中共の対外工作』と題する書類の第一編は、この『中共の対外工作』を再収容した。当書類について、はしがきには、「本調書は当課で入手した情報であり、内容の確度については、なお、検討をするものであるが、中共が隣接諸国に対し展開しつつある工作の現状を把握する上にかなり役立つものと認められるので、執務参考として印刷に付した」というコメントが書かれた。外交記録文書。リール No. A'0156、〇〇九七頁。
- (25) 外交記録文書。リール No. A'0156
- (26) 日中貿易促進議員連盟、前掲資料集、一二一～一二二頁。
- (27) 『朝日新聞』一九五四年五月一八日。
- (28) 外務省アジア局二課作成文章「現段階における中共の対日政策——郭沫若の中日不可侵論」外交記録文書。リール No. A'0133、〇〇四〇頁
- (29) 日中貿易促進議員連盟、前掲資料集、二二二頁。
- (30) 田中明彦の『日中関係一九四五—一九九〇』(東京大学出版会、一九九一年) 四七頁。
- (31) 外交記録文書。リール No. A'0133、〇〇五五頁。
- (32) 同上、〇〇五五～五六頁。
- (33) 同上、〇〇五七頁。
- (34) 同上、〇〇五七頁。